

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 5 管理年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 6 年 1 月 9 日

神奈川県知事 黒岩祐治

#### 第一 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

53.1 トン

2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.9 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	0.4 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	<u>2.2 トン</u>
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	<u>9.4 トン</u>
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	2.6 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	9.1 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	<u>6.9 トン</u>
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	<u>17.6 トン</u>

#### 第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

12.4 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	12.4 トン

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表

変 更 後	変 更 前																				
<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 5 管理年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和 6 年 <u>1 月 9 日</u></p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p>	<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 5 管理年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和 5 年 <u>10 月 18 日</u></p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒岩祐治</p>																				
<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p style="padding-left: 20px;">53.1 トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等</p> <p style="padding-left: 20px;">都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.9 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p>	<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p style="padding-left: 20px;">53.1 トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等</p> <p style="padding-left: 20px;">都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.9 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">知事管理区分</th> <th style="width: 30%;">配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）</td> <td style="text-align: center;">1.0 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）</td> <td style="text-align: center;">0.4 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）</td> <td style="text-align: center;"><u>2.2</u> トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）</td> <td style="text-align: center;"><u>9.4</u> トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	1.0 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.4 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	<u>2.2</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	<u>9.4</u> トン	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">知事管理区分</th> <th style="width: 30%;">配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）</td> <td style="text-align: center;">1.0 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）</td> <td style="text-align: center;">0.4 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）</td> <td style="text-align: center;"><u>10.4</u> トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）</td> <td style="text-align: center;"><u>1.2</u> トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	1.0 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.4 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	<u>10.4</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	<u>1.2</u> トン
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	1.0 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.4 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	<u>2.2</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	<u>9.4</u> トン																				
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4 月から 6 月まで）	1.0 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7 月から 9 月まで）	0.4 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10 月から 12 月まで）	<u>10.4</u> トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1 月から 3 月まで）	<u>1.2</u> トン																				

月まで)	
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	2.6 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	9.1 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	<u>6.9</u> トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	<u>17.6</u> トン

第二 くろまぐろ (大型魚)

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

12.4 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ (大型魚) 漁業	12.4 トン

月まで)	
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	2.6 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	9.1 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	<u>23.5</u> トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	<u>1.0</u> トン

第二 くろまぐろ (大型魚)

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

12.4 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ (大型魚) 漁業	12.4 トン

下線部が変更箇所